

# 株式取扱規程

## カシオ計算機株式会社

### 第1章 総則

#### 〈目的〉

第1条 当会社の株式に関する取扱い及び株主の権利の行使方法については、定款の規定に基づきこの規程によるほか、法令並びに株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）がその振替業に関し定めた規則及び振替業の業務処理の方法及び口座管理機関の定め（以下「機構等の規則等」という。）による。

#### 〈株主名簿管理人〉

第2条 当会社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

### 第2章 株主名簿への記録等

#### 〈株主名簿への記録〉

第3条 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律第154条第3項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）により行うものとする。

② 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。

③ 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

〈株主名簿記載事項に係る届出〉

第4条 株主は、その氏名又は名称及び住所を機構等の規則等に定められた方法により、口座管理機関及び機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

〈法人株主の代表者〉

第5条 法人である株主は、その代表者1名を機構等の規則等に定められた方法により、口座管理機関及び機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

〈共有株主の代表者〉

第6条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名又は名称及び住所を機構等の規則等に定められた方法により、口座管理機関及び機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

〈法定代理人〉

第7条 株主の親権者及び後見人等の法定代理人は、その氏名又は名称及び住所を機構等の規則等に定められた方法により、口座管理機関及び機構を通じて届け出るものとする。変更及び解除があった場合も同様とする。

〈常任代理人又は仮住所〉

第8条 株主が常任代理人又は日本国内において株主に対する通知を受けべき仮住所を定めるときは、当会社に対し、機構等の規則等に定められた方法により、口座管理機関及び機構を通じて届け出るものとする。変更及び解除があった場合も同様とする。

- ② 株主の住所が外国にあるときは、前項による届出を行わなければならない。

〈機構経由の確認方法〉

第9条 当会社に対する株主からの届出が口座管理機関及び機構を通じて提出された場合は、株主本人からの届出とみなす。

### 第3章 株主の権利の行使方法等

〈書面交付請求及び異議申述〉

第10条 会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）及び同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を口座管理機関及び機構を通じてする場合は、機構等の規則等が定めるところによるものとする。

〈少数株主権等の行使方法〉

第11条 法令の定めによる少数株主権等の行使は、第4章及び第5章に規定する場合を除き、当会社の定める書式により当会社に対して、書面をもって行わなければならない。この場合、当会社は、株主に対して、個別株主通知の申出を受付けた口座管理機関の発行する受付票及び本人確認書類の提出を求めることができる。

〈代理人による請求等〉

第12条 この規程による請求、通知又は届出を代理人によって行うときは、代理権を証明する書面を提出するものとする。

- ② この規程による請求、通知又は届出を行うに際し、保佐人又は補助人の同意を必要とするときは、同意を証明する書面を提出しなければならない。

〈証明書類又は保証人〉

第13条 この規程による請求、通知又は届出その他当会社において必要と認めるときは、証明書類の提出又は保証人の保証を求めることができる。

## 第4章 単元未満株式の買取請求の取扱い

### 〈請求の方式〉

第14条 単元未満株式の買取を請求するときは、機構等の規則等に定められた方法により口座管理機関を経由して行う。

- ② 前項の請求の効力は、請求書（請求事項を記録した電磁的記録を含む。）が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に提出された時に生じる。

### 〈1株当たりの買取価格〉

第15条 前条による買取請求の効力発生日（以下「買取請求日」という。）の株式会社東京証券取引所の開設する市場（以下「東京市場」という。）における最終価格（以下「終値」という。）をもって、1株当たりの買取価格とする。

- ② 買取請求日に、東京市場において売買取引がないときは、その翌日の東京市場における最初にされた売買取引の成立価格（以下「始値」という。）とし、売買取引がないときは、その翌日以降同様とする。

### 〈買取代金の支払〉

第16条 単元未満株式の買取請求による買取代金は、その請求に係る株式数に、前条により決定した1株当たりの買取価格を乗じた額とする。

- ② 買取代金から、第18条に定める買取手数料を控除した残額は、前条による買取価格決定の日から遅滞なく買取請求者に支払う。
- ③ 買取請求者は、買取代金について送金方法を指定し又は代理受領者を定めることができる。

### 〈買取株式の移転〉

第17条 買取請求に係る単元未満株式は、当社が前条による買取代金を支払った日に当社の口座への振替をする。

- ② 前条第3項により、買取代金について送金方法が指定された請求に係る単元未満株式については、送金手続完了日をもって当社の口座への振替をする。

### 〈買取手数料〉

第18条 単元未満株式の買取手数料は、株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額とする。

## 第5章 単元未満株式の買増請求の取扱い

### 〈請求の方式〉

第19条 単元未満株式の買増しを請求するときは、機構等の規則等に定められた方法により口座管理機関を経由して行い、第21条に定める買増代金を支払う。

- ② 前項の請求の効力は、請求書（請求事項を記録した電磁的記録を含む。）が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に提出された時に生じる。ただし、第23条に定める場合はこの限りでない。

### 〈請求可能な期間〉

第20条 前条による単元未満株式の買増請求の取扱いは、権利確定のために設けられる基準日の10営業日前の日から当該基準日までの間は停止する。

- ② 前項のほか、当社が必要と認めるときは、買増請求の取扱停止期間を定めることができる。

### 〈1株当たりの買増価格及び買増代金〉

第21条 第19条による買増請求の効力発生日（以下「買増請求日」という。）の東京市場における終値をもって1株当たりの買増価格とする。

- ② 買増請求日に、東京市場において売買取引がないときは、その翌日の始値とし、その翌日以降同様とする。
- ③ 第1項の1株当たりの買増価格に請求に係る買増株式数を乗じた金額及び第24条に定める買増手数料の合計金額を買増代金という。

### 〈買増株式の移転〉

第 22 条 買増請求に係る単元未満株式は、当社が前条による買増代金の受領を確認した日に買増請求者の口座への振替の申請をする。

〈買増請求の制限〉

第 23 条 第 19 条の買増請求日に、当社がその請求により譲渡すべき株式を有しないときは、その請求に応じない。

〈買増手数料〉

第 24 条 単元未満株式の買増手数料は、株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額とする。

## 第 6 章 特別口座の特例

〈特別口座の特例〉

第 25 条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

以上

### 【買取又は買増手数料として別途定める金額】

株式取扱規程第 18 条及び第 24 条に定める金額は、以下の算式により 1 単元当たりの金額を算定し、これを請求に係る単元未満株式の数で按分した金額とする。

(算式) 第 15 条の 1 株当たりの買取価格又は第 21 条の 1 株当たりの買増価格に 1 単元の株式数を乗じた合計額のうち  
100 万円以下の金額につき 1.150%

100 万円超 500 万円以下の金額につき 0.900%

500 万円超 1,000 万円以下の金額につき 0.700%

1,000 万円超 3,000 万円以下の金額につき 0.575%

3,000 万円超 5,000 万円以下の金額につき 0.375%

(円位未満の端数を生じた場合には切り捨てる。)

ただし、1 単元当たりの金額が 2,500 円に満たない場合には、2,500 円とする。

[制定]

昭和 45 年 5 月 19 日制定

[改定]

昭和 57 年 10 月 1 日改定

平成 3 年 2 月 8 日改定

平成 4 年 1 月 21 日改定

平成 11 年 10 月 1 日改定

平成 12 年 5 月 8 日改定

平成 13 年 10 月 1 日改定

平成 14 年 6 月 4 日改定

平成 15 年 4 月 1 日改定

平成 15 年 6 月 27 日改定

平成 16 年 5 月 11 日改定

平成 17 年 6 月 29 日改定

平成 18 年 5 月 1 日改定

平成 20 年 10 月 1 日改定

平成 21 年 1 月 5 日改定

平成 24 年 4 月 1 日改定

令和 4 年 9 月 1 日改定